

## 船橋市介護保険給付制限に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)

第66条、第67条、第68条及び第69条に規定する保険給付の制限(以下「給付制限」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(給付制限等に係る周知義務)

第2条 市は、被保険者が不利益を被ることのないよう、保険料の納付勧奨に努めるとともに、保険料滞納者に係る給付制限について周知の徹底を図るものとする。

(支払方法の変更)

第3条 市長は、法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)であって法第41条第1項に規定する要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する要支援被保険者(以下「要介護被保険者等」という。)が、当該保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合は、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、法第66条第1項及び第2項の規定により支払方法の変更(償還払い化)を実施する旨の記載(以下「支払方法変更の記載」という。)をするものとする。

(特別な事情等による適用除外)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支払方法変更の記載は行わないものとする。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)による一般疾病医療費の支給その他規則第98条に定める医療に関する給付を受けることができる場合
- (2) 法第66条第1項及び第2項に規定する政令で定める特別の事情として、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第30条各号に定める特別の事情があり、保険料を納付することができないと認められる場合

2 令第30条第1号に規定する住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合とは、支払方法変更の開始日の前1年以内に3割以上の損害を

受けた場合とする。

- 3 令第30条第2号又は規則第100条第1項及び第2項に規定する収入が著しく減少した場合は、当該要介護被保険者等の属する世帯の生計を主として維持する者の支払方法変更の開始日の属する年の見込み収入額が、前年の収入額の10分の7未満に減少し、かつ当該要介護被保険者等の属する世帯の実収入見込み月額が、その世帯につき算定した生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する基準生活費に100分の120を乗じて得た額に満たない場合とする。

（弁明の機会の付与）

第5条 支払方法変更の記載をする場合は、保険料の納期限から1年間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない第1号被保険者である要介護被保険者等に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会の付与の通知を行うものとする。

- 2 前項の通知は、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書（様式第1号）に弁明書（様式第2号）を添付して行うものとする。
- 3 弁明書の提出期限は、予告通知書を送付した日から14日以内とする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めるときは、弁明を口頭で行うことができる。

（支払方法変更の記載）

第6条 前条第1項の規定による弁明書が期限までに提出されない場合及び弁明に理由がないと認める場合は、支払方法変更の決定を行い、同項に規定する要介護被保険者等に対し、支払方法変更の記載をする旨通知した上で、当該要介護被保険者等の被保険者証に支払方法変更の記載をして交付するものとする。

- 2 前項の通知は、介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書（様式第3号）により行うものとする。
- 3 支払方法変更の開始日は、決定日の属する月の翌月の1日とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、支払方法の変更にかかる決定が要介護認定等の認定有効期間開始日の前々月に行われた場合は、決定日の属する月の翌々月の1日とする。

(支払方法変更の記載の消除)

第7条 前条第1項の規定により支払方法変更の記載を受けた要介護被保険者等が、滞納している保険料を完納したときは、当該要介護被保険者等に対して被保険者証の提出を求め、支払方法変更の記載を消除する。

2 法第66条第3項に規定する政令で定める特別の事情として、令第31条に規定する特別の事情がある場合は、当該要介護被保険者等は、被保険者証及び当該特別の事情がある旨を証する書類を市長に提出し、支払方法変更の記載の消除を受けることができる。

3 前項の申請は、介護保険給付の支払方法変更(償還払い)終了申請書(様式第4号)により行うものとする。

4 支払方法変更の終了日は、前2項の規定により当該被保険者証の記載を消除すると決定した日(以下「消除決定日」という。)の属する月の前月末日とする。ただし、支払方法変更の決定日から開始日の属する月までに消除決定が行われた場合は、開始日を終了日とする。

5 令第31条に規定する滞納額の著しい減少とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 納期限が過ぎた保険料額の5割以上が納付されたとき。

(2) 支払方法変更開始日から1年以上経過している納期の滞納保険料が全て納付されたとき。ただし、すでに被保険者証に支払方法変更の記載がされている場合は、要綱第7条第3項に規定する支払方法変更(償還払い)終了申請書の申請日を基準として1年以上経過している納期の滞納保険料が全て納付されたとき。

(3) 滞納保険料の全てが記載された債務承諾書が提出されたとき又は分割納付誓約書が提出され、その後誠実に履行されているなど、滞納保険料が相当の期間内に納付されることが確実に見込まれるとき。

(4) その他市長が特に認めたとき。

(支払の一時差止)

第8条 法第67条第1項の規定により、保険給付を受けることができる第1号被保険者である要介護被保険者等が保険料を滞納し、かつ、当該保険料の納期限から1年6か月間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合は、保

険給付の全部又は一部の支払を一時差し止める（以下「一時差止」という。）ものとする。

2 前項の規定により一時差し止める保険給付の額は、当該要介護被保険者等の滞納保険料額の1.5倍を超えないものとする。

3 第1項の規定により一時差止をする場合には、当該要介護被保険者等に対し、介護保険給付の支払一時差止通知書(様式第5号)により通知するものとする。  
(特別な事情等による適用除外)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、法第67条第1項に規定する政令で定める特別の事情として、令第32条第1項に定める特別の事情があり、保険料を納付することができないと認められる場合は、一時差止を行わないものとする。

(滞納保険料額の控除)

第10条 第6条第1項の規定により支払方法変更の記載を受けている要介護被保険者等であって、第8条第1項の規定により一時差止がなされている者が、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、あらかじめ、当該要介護被保険者等に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該要介護被保険者等が滞納している保険料額を控除することができる。

2 前項の通知は、介護保険滞納保険料控除通知書(様式第6号)により行うものとする。

(第2号被保険者に対する給付制限)

第11条 法第68条第1項の規定により、保険給付を受けることができる第2号被保険者である要介護被保険者等について、同項に規定する未納医療保険料等がある場合には、当該要介護被保険者等に対し被保険者証の提出を求め、当該被保険者証に、支払方法の変更(償還払い化)を実施する旨及び保険給付の全部又は一部の支払を差し止める旨の記載(以下「保険給付差止の記載」という。)をすることができる。

2 保険給付差止の記載は、規則第107条第1項ただし書の規定により要介護認定等の結果を被保険者証に記載する際に行うものとする。

(医療保険者からの情報提供)

第12条 前条第1項の保険給付差止の記載に関し必要があると認めるときは、

法第68条第5項の規定により要介護被保険者等の加入する医療保険者に対し、介護保険要介護認定等申請受理通知書（様式第7号）により情報提供を求めることができる。

2 医療保険者は、前項の規定による通知を受け取った場合は、速やかに、市長に対して情報の提供を行うものとし、保険給付差止の記載の必要があると認めるときは、介護保険給付の支払一時差止等依頼書（様式第8号）により依頼をするものとする。

（特別な事情等による適用除外）

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、法第68条第1項に規定する政令で定める特別の事情として、令第32条第1項に定める特別の事情があり、未納医療保険料等を納付することができないと認められる場合は、保険給付差止の記載は行わないものとする。

（弁明の機会の付与）

第14条 保険給付差止の記載をする場合は、保険給付を受けることができる第2号被保険者である要介護被保険者等に対し、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会の付与の通知を行うものとする。

2 前項の通知は、介護保険給付の支払一時差止等予告通知書（様式第9号）に、弁明書を添付して行うものとする。

3 弁明書の提出期限は、予告通知書を送付した日から14日以内とする。ただし、弁明書の提出が困難であると市長が認めるときは、弁明を口頭で行うことができる。

（保険給付差止の記載）

第15条 前条第1項の規定による弁明書が期限までに提出されない場合及び弁明に理由がないと認める場合は、医療保険者と協議の上、保険給付差止の決定を行い、同項に規定する要介護被保険者等に対し、保険給付差止の記載をする旨通知した上で、当該要介護被保険者等の被保険者証に保険給付差止の記載をし、交付するものとする。

2 前項の通知は、介護保険給付の支払一時差止等通知書（様式第10号）により行うものとする。

3 保険給付差止の開始日は、決定日の属する月の翌月の1日とする。

4 前項の規定にかかわらず、保険給付差止にかかる決定が要介護認定等の認定有効期間開始日の前々月に行われた場合は、決定日の属する月の翌々月の1日とする。

(保険給付差止の記載の消除)

第16条 前条第1項の規定により保険給付差止の記載を受けた要介護被保険者等が、未納医療保険料等を完納したとき、又は法第68条第2項に規定する政令で定める特別の事情として、令第32条第2項に規定する特別の事情がある場合は、医療保険者からの依頼を受けて、当該要介護被保険者等に対して被保険者証の提出を求め、保険給付差止の記載を消除する。

2 前項の依頼は、介護保険給付の支払一時差止等終了依頼書(様式第11号)により行うものとする。

3 保険給付差止の終了日は、消除決定日の属する月の前月末日とする。ただし、保険給付差止の決定日から開始日の属する月までに消除決定が行われた場合は、開始日を終了日とする。

4 令第32条第2項に規定する未納医療保険料等の滞納額の著しい減少については、当該医療保険者に確認するとともに協議を行った上で判断するものとする。

(給付額減額の措置)

第17条 法第69条第1項の規定により、要介護認定等をした場合において、当該認定に係る第1号被保険者である要介護被保険者等について同項に規定する保険料徴収権消滅期間があるときは、当該要介護被保険者等の被保険者証に、介護給付等の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わない旨並びに給付額減額期間の記載(以下「給付額減額等の記載」という。)をするものとする。

2 前項の規定により給付額減額等の記載をする場合には、当該要介護被保険者等に対し、介護保険給付額減額通知書(様式第12号)により通知するものとする。

- 3 給付額減額の開始日は、決定日の属する月の翌月の1日とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、給付額減額にかかる決定が要介護認定等の認定有効期間開始日の前々月に行われた場合は、決定日の属する月の翌々月の1日とする。
- 5 給付額減額等の記載は、規則第112条の規定により要介護認定等の結果を被保険者証に記載する際に行うものとする。

(特別な事情等による適用除外)

第18条 前条第1項の規定にかかわらず、法第69条第1項ただし書に規定する政令で定める特別の事情として、令第35条各号に定める特別の事情があり、必要な費用を負担することができないと認められる場合は、給付額減額等の記載は行わないものとする。

- 2 令第35条第1号に規定する住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合とは、第4条第2項の規定を準用するものとする。
- 3 令第35条第2号又は規則第113条第1項及び第2項に規定する収入が著しく減少した場合とは、第4条第3項の規定を準用するものとする。

(給付額減額等の記載の消除)

第19条 第17条第1項の規定により給付額減額等の記載を受けた要介護被保険者等について、法第69条第2項に規定する政令で定める特別の事情があると認めるとき、又は給付額減額期間が経過したときは、当該給付額減額等の記載を消除するものとする。

- 2 法第69条第2項に規定する政令で定める特別の事情がある場合は、当該要介護被保険者等は被保険者証及び当該特別の事情がある旨を証する書類を市長に提出し、給付額減額等の記載の消除を受けることができる。
- 3 前項の申請は、介護保険給付額減額免除申請書(様式第13号)により行うものとする。
- 4 給付額減額等の終了日は、消除決定日の属する月の前月末日とする。ただし、給付額減額等の決定日から開始日の属する月までに消除決定が行われた場合は、開始日を終了日とする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。



様

船橋市長 印

介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日 にあなたは、要介護（更新）認定・要支援（更新）申請をしましたが、あなたの介護保険料は滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も保険料滞納の状態が続いた場合には、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づく保険給付の償還払い化の措置（支払方法変更）をとることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い（支払方法変更）」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

なお、特別な事情により一括納付が困難な場合などは、下記の問い合わせ先に相談して下さい。

【保険料滞納の状況】

年度	期別	保険料額	収納額	滞納額	備考

※上記は、年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、すみやかに申し出てください。

・ 弁明の機会を付与する通知

この通知について異議がある場合は、弁明をする事ができますので、下記の提出期限までに別紙弁明書を提出して下さい。

弁明書提出先 船橋市 介護保険課

弁明書提出期限 年 月 日

様式第2号

弁 明 書

年 月 日

船橋市長 あて

住所 \_\_\_\_\_  
被保険者氏名 \_\_\_\_\_  
被保険者番号 \_\_\_\_\_  
電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

弁明提出期限 : \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで

弁明書提出先 : 船橋市 介護保険課

(正当な理由もなく提出期限までに弁明書が提出されない場合は支払い方法が変更になることがあります。)

介護保険料の未払いについて下記のとおり弁明いたします。

1. 災害等により著しい損害を受けたこと。(罹災証明等)
2. 生計を主として維持する者の死亡又は心身に重大な障害を受け、長期入院したことにより、収入が著しく減少したこと。
3. 生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損害、失業等により著しく減少したこと。(離職証明等)
4. 被保護者になったこと。(保護決定通知書等)
5. その他の理由(下記に具体的にご記入ください。)

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

※必ず申請理由の内容等が確認できる書類を添付してください。

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）通知書

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日付、第 号で、「介護保険給付の支払方法変更（償還払い化）予告通知書」において既に通知していますが、未だ介護保険料が滞納となっていますので、介護保険法第66条第1項・第2項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて保険給付の支払方法を変更し、保険給付を償還払いとすることに決定しましたので通知します。

また、滞納保険料が著しく減少した場合、災害その他特別な事情があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当すると思われる方は、被保険者証を添えて、すみやかに下記の問い合わせ先に申し出てください。

**【保険料滞納の状況】**

年度	期別	保険料額	収納額	滞納額	備考

**不服申立**

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県介護保険審査会に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第4号

介護保険給付の支払方法変更（償還払い）終了申請書

船橋市長 あて

次のとおり、支払方法変更（償還払い）終了を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者氏名		被保険者本人との関係	
申請者住所		電話番号	

被保険者番号									
フリガナ									
被保険者氏名									
生年月日	明・大・昭 年 月 日								
被保険者住所								電話番号	
申請の理由（該当する番号に丸で囲んでください）									
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公費負担医療を受給しているため</li> <li>2. 災害により住宅・家財等に著しい損害を受けたため</li> <li>3. 生計を主として維持する者の収入がその者の死亡・重大な障害又は長期入院により著しく減少したため</li> <li>4. 生計を主として維持する者の収入が事業等の休廃止、失業等により著しく減少したため</li> <li>5. 生計を主として維持する者の収入が干ばつ・冷害等で農作物の不作・不漁などにより著しく減少したため</li> <li>6. 生活保護を受けているため（被保護者であるため）</li> <li>7. その他（具体的に記載して下さい）</li> </ol>									

※罹災証明・離職証明・保護決定通知などの申請理由を確認できる書類を添付してください。

介護保険給付の支払一時差止通知書

第 年 月 日 号

様

船橋市長 ㊟

被保険者氏名		被保険者番号										
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日にあなたは、保険給付の償還払いの申請をしましたが、あなたの介護保険料は下記のとおり滞納となっています。

介護保険料が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障をきたすため、介護保険法では滞納の方に対し、保険給付の支払の一時差止めの措置が定められています。

したがって、下記の期日までに保険料が納付されない場合には、介護保険法第67条第1項・第2項の規定に基づき、保険給付の支払の一時差止めを行うことに決定いたしましたので、通知します。

「保険給付の支払の一時差止め」とは、保険給付の償還払いの申請があったとき、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について支払の一時差止めを行うものです。

期 日 年 月 日

なお、今回給付の支払の一時差止めの対象となる介護サービス及び金額は、次のとおりです。

差止めの対象となる介護サービス	:	_____、_____
差止めの対象となる給付額	:	_____円

なお、この通知により、保険給付の支払いの一時差止めが行われた場合でも、災害その他特別な事情があると認められる場合にはこの措置を中止することになりますので、該当すると思われる方はすやかに被保険者証を添えて、介護保険課に申し出てください。

【保険料滞納の状況】

年度	期 別	保険料額	収納額	滞納額	備 考
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

※ 上記は、年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合には、速やかに申し出てください。

不服申立

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県介護保険審査会に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

介護保険滞納保険料控除通知書

第 年 月 日 号

様

船橋市長 (印)

被保険者氏名		被保険者番号											
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日付け第 号により、あなたの保険給付について一時差止めを行い、その後も納付をお願いしていたところですが、いまだに介護保険料が納付されていません。

保険料が滞納のままですと、制度の運営に重大な支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、一時差止めの対象となっている介護給付費から滞納保険料を控除する措置が定められています。

したがって、介護保険法第67条第3項の規定に基づき、下記のとおり、あなたの、一時差止め対象となっている保険給付から保険料を控除することに決定しましたので、通知します。

なお、被保険者証の支払方法の変更の記載を削除しますので、下記の期日までに被保険者証と印鑑を持参してください。

- 期日 年 月 日
- 場所 船橋市役所 介護保険課

【一時差止めの給付費の内容(A)】

利用日	サービスの種類	給付額
年 月 日		円

【控除保険料額(B)】

年度	期別	保険料額	納期限
		円	

滞納保険料控除後の保険給付費支給額(A-B)	
------------------------	--

\*なお、滞納保険料控除後の保険給付費支給額に記載がある場合は、指定金融機関等の通帳を持参してください。

介護保険要介護認定等申請受理通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

次の者に係る要介護(更新)認定・要支援(更新)認定の申請を受理したので通知いたします。  
 なお次の者について、介護保険法第68条第1項に規定する未納医療保険料等がある場合には、指定期日までに介護保険課までお知らせください。

指定期日 : 年 月 日

要介護(更新)認定等の申請を行った者

要 介 護 認 定 等 申 請 者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	住 所	〒
	介護被保険者番号	
	申 請 の 種 類	1. 要介護(要支援)認定申請(新規) 2. 要介護(要支援)認定申請(更新) 3. 区分変更認定申請 4. その他 [ ]
	申 請 年 月 日	平成 年 月 日

加入している医療保険の状況

保 険 者 の 名 称	
保 険 者 番 号	
被保険者証記号番号	

介護保険給付の支払一時差止等依頼書

第 年 月 日 号

船橋市長あて

医療保険者  
代表者 ㊟

次の者について、 年 月 日付け、第 号により要介護(更新)認定等の申請  
を受理した旨の通知がありましたが、保険料の滞納状況は以下のとおりであり、保険給付  
の一時差止め等を依頼します。

【保険料滞納者】

氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒		
介護保険者番号		医療保険者の番号	
介護保険者の名称		医療保険者の名称	
介護保険被保険者番号		医療保険被保険者証記号番号	

【保険料の滞納状況】

医療保険の加入期間 : 年 月 日 から 年 月 日まで

年度	期別	保険料額	収納額	滞納額	備考
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

(注1) 年 月 日現在

(注2) 保険料徴収債権が発生していない額(納付すべき時期が未到来の額)は含まない。



介護保険給付の支払一時差止等予告通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長 印

被保険者氏名		被保険者番号									
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日にあなたは要介護(更新)認定・要支援(更新)申請をしましたが、あなたの医療保険料等は下記のとおり滞納となっています。

医療保険料等が滞納のままですと、制度の運営に大きな支障を来すため、介護保険法では滞納の方に対し、給付の支払方法を変更する措置が定められています。

したがって、今後も医療保険料等の滞納の状態が続いた場合に、介護保険法第68条第1項・第2項に基づき保険給付の償還払い化の措置(支払方法変更)及び保険給付の一時差止め措置を採ることになりますので予告します。

「保険給付の償還払い(支払方法変更)」とは介護サービスを受けたとき、サービス提供事業者にいったん費用の全額を支払い、後日、領収証を添付して保険者負担分を保険者に対して請求する制度です。

「保険給付の一時差止め」とは、償還払い化された保険給付について、償還払いの申請があった場合、医療保険料等の滞納の状況に応じて、償還払いの対象となる金額の全部又は一部について、支払の一時差止めを行うものです。

【医療保険料等の滞納状況】

医療保険の加入期間 : 年 月 日 から 年 月 日まで

年度	期 別	医療保険料等額	収納額	滞納額	備 考
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

※ 上記は、年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合にはご了承ください。

・ 弁明の機会を付与する通知

この通知について異議がある場合は、弁明をすることができますので、下記の提出期限までに別紙弁明書を提出して下さい。

弁明書提出先 船橋市 介護保険課  
弁明書提出期限 年 月 日

介護保険給付の支払一時差止め等通知書

第 年 月 日

様

船橋市長 印

被保険者氏名		被保険者番号									
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日付け第 号で、「介護保険給付の支払一時差止等予告通知書」を送付しましたが、いまだ下記の医療保険料等が滞納となっておりますので、介護保険法第68条第1項の規定に基づき、年 月 日以降にあなたが利用する介護サービスについて、「保険給付の支払方法変更(償還払い化)及び保険給付の支払の一時差止」の措置を採ることに決定いたしましたので、通知します。  
 なお、保険給付差止の記載を行いますので、被保険者証を提出してください。

提出先 船橋市 介護保険課  
 提出期限 年 月 日

また、この通知により保険給付の支払方法変更(償還払い化)及び保険給付の支払の一時差止の措置が採られた場合でも災害その他特別な事情等があると認められる場合には、この措置を中止することになりますので、該当する方はすやかに被保険者証を添えて介護保険課に申し出てください。

【医療保険料等の滞納状況】

年度	期 別	医療保険料等額	収納額	滞納額	備 考
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

※ 上記は、年 月 日現在の滞納額です。行き違いに納入された場合にはご了承願います。

不服申立

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県介護保険審査会に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

介護保険給付の支払一時差止等措置終了依頼書

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

船橋市長あて

医療保険者  
代表者 ㊟

次の者について、 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日付け、 \_\_\_\_\_ 号により支払一時差止等を依頼していましたが、保険料の滞納状況は以下のとおりであり、保険給付の一時差止等を終了することを依頼します。

【保険料滞納者】

氏 名		生年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
住 所	〒 _____		
介護保険者番号		医療保険者番号	
介護保険者の名称		医療保険者の名称	
介護保険被保険者番号		医療保険被保険者証記号番号	

【保険料の滞納状況】

医療保険の加入期間： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

年度	期別	保険料額	収納額	滞納額	備考
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

(注 1) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日現在

(注 2) 保険料徴収債権が発生していない額(納付すべき時期が未到来の額)は含まない。

様

船橋市長 ㊟

介護保険給付額減額通知書

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日にあなたは、(要介護(更新)認定・要支援(更新)認定・要介護状態区分の変更)申請をしましたが、あなたの介護保険料は未納となっております。この保険料は、すでに徴収する権利が時効によって消滅しているため、遡って納めていただくことができません。

保険料未納の方に対し、通常の保険給付を行うことは、被保険者間の公平を損なうことから、介護保険法第69条第1項の規定により、下記期間につき介護給付等(居宅介護サービス計画費の支給、特例居宅介護サービス計画費の支給、介護予防サービス計画費の支給及び特例介護予防サービス計画費の支給、高額介護サービス費の支給、高額医療合算介護サービス費の支給、高額介護予防サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給並びに特定入所者介護サービス費の支給、特例特定入所者介護サービス費の支給、特定入所者介護予防サービス費の支給及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を除く。)の額の減額を行う旨並びに高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費並びに特定入所者介護サービス費、特例特定入所者介護サービス費、特定入所者介護予防サービス費及び特例特定入所者介護予防サービス費の支給を行わないことに決定しましたので通知します。

なお、災害及びその他の特別の事情等が発生した場合には、給付額減額等の措置の対象外となりますので、速やかに下記の問い合わせ先に届け出をしてください。

給付額減額の措置を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
給付額減額措置の算出根拠	
<ul style="list-style-type: none"> <li>給付額減額期間 = 保険料徴収権消滅期間 × 保険料徴収権消滅期間 / (保険料徴収権消滅期間 + 保険料納付済期間) × 1 / 2 × 12 (月)</li> <li>徴収権消滅期間 : (未納・時効消滅額 / 年賦課額) + (未納・時効消滅額 / 年賦課額) + . . . = 年</li> <li>納付済期間 : (納付済額 / 年賦課額) + (納付済額 / 年賦課額) + . . . . .</li> <li>. . . . . = 年</li> </ul>	

【保険料納付の状況 年 月 日】

年度	未納・時効消滅額	納付額	年賦課額	備考

※過去に「給付額減額の措置」が適用されている場合、上記の未納・時効消滅、納付額の合計は、給付額減額の算定根拠の額と異なる場合がございます。

## 不服申立

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県介護保険審査会に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第13号

介護保険給付額減額免除申請書

船橋市長 あて

次のとおり、給付額減額の免除を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者氏名		被保険者本人との 関係	
申請者住所		電話番号	

被保険者番号									
フリガナ									
被保険者氏名									
生年月日	明・大・昭 年 月 日								
被保険者住所								電話番号	
申請の理由（該当する番号に丸で囲んでください）									
1. 災害により住宅・家財等に著しい損害を受けたため									
2. 生計を主として維持する者の収入が重大な障害又は長期入院により著しく減少したため									
3. 生計を主として維持する者の収入が事業等の休廃止、失業等により著しく減少したため									
4. 生計を主として維持する者の収入が干ばつ・冷害等で農作物の不作・不漁などにより著しく減少したため									
5. 生活保護を受けているため（被保護者であるため）									
6. その他（具体的に記載して下さい）									

※罹災証明・離職証明・保護決定通知などの申請理由を確認できる書類を添付してください。